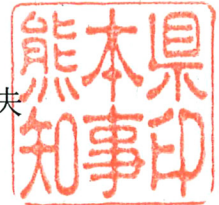


教政第494号
平成30年8月3日

公益財団法人熊本 YMCA
理事長 岡 成也 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成30年8月3日から平成35年8月2日まで